



- (3) 協賛企業側で作成するチラシ等の配布（チラシ配布希望の場合は、後日お伝えする期日までに1,200部提出をお願いします。）
- (4) その他、令和8年 城東区二十歳のつどい実行委員会が適切と認めるもの

## 6 その他

地域団体・企業と行政による協働の式典であることを踏まえ、「大阪市広告掲載要綱第4条」の各号に該当するもの及び次に該当するものについては、お受けできませんので、ご注意ください。

- 法令等に違反するもの
- 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- 人権侵害となるもの
- 政治性のあるもの
- 宗教性のあるもの
- 社会問題についての主義主張のあるもの
- 良好な景観又は風致を害するもの
- 当該の内容を大阪市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- 公衆に不快の念又は危害を加えるもの
- 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
- 式典の円滑な運営に支障をきたすもの
- 消費者被害の未然防止の観点から適切でないもの
- 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- 応募者が大阪市税を滞納しているもの
- 広告の度合いが過度であると認められるもの
- その他、不相当と令和8年 城東区二十歳のつどい実行委員会が認めるもの等、詳しくはホームページをご参照ください。

(大阪市広告掲載要綱 <https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000198380.html>)

## 7 お問い合わせ先

〒536-8510 大阪市城東区中央3-5-45

城東区役所 市民協働課（市民活動支援担当） 「令和8年 城東区二十歳のつどい」 係

担 当：森・草野

電 話：06-6930-9093

F A X：050-3535-8685

メール：tq0002@city.osaka.lg.jp